

北海道教育委員会教育長告示第46号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和3年6月4日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
園務改善のためのICT化支援補助金								
幼稚園又は幼稚園型認定こども園における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務のICT化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICTの活用による教育の質の向上を図る。	市町村	園務改善に資するICT化に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等 また、園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品（システム導入に必須の附属品、消耗品は除く）の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とするが、これらの費用については、原則として当該システムの導入に要する費用の半額以下	4分の3以内	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 その他別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁 幼児教育推進局 幼児教育推進センター	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。